当 事 者 目 録

〒　　　－

（住　　所）

　申　　立　　人

電話番号　　　　　　（　　　　　　　）

　　　　　　　　　　Ｆ Ａ Ｘ　　　　　　（　　　　　　　）

（送達場所）□上記記載の住所

　　　　　　□〒　　　－

〒１０２－８２２５

（住　　所） 　　　　　東京都千代田区九段南１－１－１５　九段第２合同庁舎

　第　　三　　者　　 　　東京法務局

〒　　　－

（住　　所）

　債　　務　　者

《債務者の特定に資する事項》[[1]](#footnote-1)

　旧本店所在地

　旧名称

　登記事項証明書上の名称





1. ・原則として，情報提供命令には，申立人が作成した当事者目録が添付され，登記所は，その当事者目録（債務者の特定に資する事項を含む）の表記に基づき検索を行うことになるため，以下の事項に留意してください。

   ・債務者の特定に資する事項として，生年月日，旧住所又は旧本店所在地，旧姓又は旧名称，公的書類（戸籍謄本，住民票，法人の登記事項証明書等）上の氏名又は名称及び住所が正しく記載されないと，債務者が特定されないことを理由に，「該当情報なし」と回答される可能性があります。

   ・債務者が外国人である場合には，その氏名の片仮名表記並びに住民票上の通称名及び漢字表記名，債務者が外国に居住する場合には，その住所（外国の地名）の片仮名表記についても，債務者の特定に資する事項として記載されないと，債務者が特定されないことを理由に，「該当情報なし」と回答される可能性があります。 [↑](#footnote-ref-1)